

## 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた検討課題（第5条）

## 現行規定

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
- 二 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。
- 三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

(注) 本条に違反した場合には、罰則の対象となる（50万円以下の罰金）。

## &lt;令和3年5月19日 第204回国会 衆議院厚生労働委員会&gt;

- **浅沼政府参考人** 旅館業法第五条第一号では、「宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。」に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならないと規定されており、例えば新型コロナウイルス感染症につきましても、単に熱があるなどはこれには該当しないと解しているところがございます。

そのような中で、厚生労働省といたしましては、これまでも、発熱等がある宿泊者への対応につきましては、保健所や受診・相談センター等との連携を始め、具体的な対応をお示ししてきているところがございます。

本規定につきましては、国内どの地域でも、宿泊が必要な方が原則といたしまして宿泊施設を利用できるという、旅館業の有する公共性やその位置づけについて考慮する必要があるほか、議員御指摘のように、黒川温泉の事例、すなわち、過去、ハンセン病元患者さんの方の宿泊を拒否した事業者に対しまして本規定に基づいて行政処分が行われているなど、不当な差別的取扱いを防止するために重要な規定と位置づけられてきたことなどを踏まえ、丁寧な検討を要するものと認識しております。

- **田村国務大臣** 旅館業法というものが、歴史的なものがあるんだと思います。なぜ断れないか。断られちゃうと、そもそも一泊そこにいられないわけでございますので、野宿をしなきゃならない。そういうようなことがある中で、非常に旅館側に対して厳しいというか、宿泊を担保する、そういうような法律になっているということなんだと思いますが、ただ一方で、時代はもう大分変わってきているというのも事実であろうと思います。

これは旅館業者の方々のお話もお聞きしなきゃなりませんし、もちろん利用者の方々のお聞きをしなければならないと思います。（略）

いずれにいたしましても、法制度、法改正となると、非常に重いこれは仕事になってまいりますので、丁寧にいろんな方々の御意見を聞いた上で、これは検討をさせていただきたいというふうに思います。

## 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの対応①

- 宿泊施設に対し、宿泊客への周知について依頼を行うとともに、保健所との連携等について周知。

【令和2年6月26日】

宿泊施設に対し、宿泊客に以下を周知するよう依頼

- 宿泊客がチェックインする際に、検温を行い37.5度以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、保健所に連絡し、その指示に従うこととする。
- 発熱や咳・咽頭痛の症状がある宿泊客については、客室（他の宿泊客と区分して待機する部屋がある場合は、その部屋）内で待機し、外に出ないように要請すること。

【令和2年7月22日】

宿泊施設に対し、以下の対応を依頼

- 保健所に連絡する際、休日や夜間など、最寄りの保健所への連絡がつかない場合には、各自治体において設置されている「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従うこと。

【令和2年7月28日】

自治体に、保健所の即応体制について以下の対応を指示

- 全庁的な協力体制の下、必要な人員体制を確保し、土日祝日も含め、24時間の受付が可能な電話連絡先を設定すること。
- 上記の体制構築に際しては、都道府県単位での集約化、外部委託の活用が可能であること。
- 電話連絡先については、新型コロナウイルス感染症対策を行っている部署だけでなく、庁内で広く共有しておくことで、担当職員以外の者が電話を受けた場合でも、適切な電話連絡先が案内可能な体制とすること。
- 上記に際しては、自動応答や自動転送などのICTの活用などが可能であること。
- 土日祝日、夜間の電話連絡先等について、ホームページ等でわかりやすく公表すること。

## 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの対応②

- 宿泊客が正当な理由なく受診・相談センターの指示等に従わなかった場合についての考え方を周知。

【令和3年2月12日付事務連絡】旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について（改正）

標記について、令和2年6月26日付事務連絡において、宿泊施設において宿泊客がチェックインする場合に留意いただく事項をご連絡したところです。今般の新型コロナウイルス感染症の流行再拡大を踏まえ、宿泊施設においては感染対策を十分に徹底いただいているところと承知しておりますが、宿泊客に感染拡大の防止に協力いただき、宿泊客と宿泊施設の従業員等が安心して過ごすことができるよう、改めて留意事項を整理し、お示しいたしますので、以下の対応に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

傘下の団体や事業者等に対し、周知いただきますようお願い申し上げます。

### 記

- ・ 宿泊客がチェックインする際に、検温を行い発熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターに連絡し、その指示に従うこととする。
  - ※ 発熱の目安は、37.5度以上の熱又は37.5度未満であっても平熱を超えることが明らかな場合とする。
- ・ 発熱や咳・咽頭痛の症状がある宿泊客については、客室（他の宿泊客と区分して待機する部屋がある場合は、その部屋）内で待機し、外に出ないことなど要請すること。

なお、受診・相談センターや宿泊施設等からの上記指示・要請が社会通念上正当な範囲内であって、かつ、正当な理由がないにもかかわらず、当該指示・要請に宿泊客が従わなかった場合は、「旅館業における衛生等管理要領」（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日生衛発1811号厚生省生活衛生局長通知）別添3）で規定する「他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動」又は「合理的な範囲を超える負担」として旅館業法第5条第2号に該当すると考えられる。



- これらの新型コロナウイルス感染症対応を行ってきた中、旅館業法第5条については、感染症対策の観点からも、以下のⅠをはじめ、法改正を含め制度の見直しを検討すべきといった意見もいただいているとともに、かねてからもⅡのように検討が求められており、具体的に見直しの検討を進めるべきではないか。

## I.自治体などからの御意見

### ①令和3年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望 令和2年6月4日 全国知事会

(感染拡大防止に向けた旅館業法を含めた法令の総点検)

- ・ 特措法に基づく緊急事態宣言が発出された場合、国民の生命及び健康を保護するため、人の移動を最小限とし、感染拡大を防止することを目的として、旅館業法に「国内で特措法に基づく緊急事態宣言が発出され、感染拡大を防止するために必要な場合、宿泊を拒むことができる」といった趣旨の規定を加えること。
- ・ これを機に、特措法と検疫法、道路法をはじめとした他法令との整合性について、法改正も含め、各自治体が感染拡大防止に向けた実効性ある取組を行えるような措置を講じること。

### ②全国的な爆発的感染拡大を突破するための緊急提言 令和3年8月20日 全国知事会

- デルタ株による感染再拡大が東京を中心とする首都圏だけでなく、全国においてこれまでにないほど急速な勢いで進んでいる。ウイルスの変異により格段に高まった感染性に対しては、現時の緊急事態宣言発令で効果を見いだせないことが明白となり、より強力にヒトとヒトの接触を減少させる強い措置がない限り、患者発生を減少へ転じさせることは不可能な状況である。全国的な「感染爆発」を抑えるため、いわゆる「ロックダウン」のような、徹底した人流抑制策について、緊急的時限措置として、国の責任の下で、特措法・旅館業法等必要な法整備の検討のみならず、直ちに感染拡大防止に効果を発揮できる内容へ基本的対処方針を変更することも含めた運用の見直しをはじめ、爆発的感染拡大の危機を突破するため、現行特措法下でも可能な幅広い制限とこれを可能とする国の財源措置や、例えば、ロードプライシングなどあらゆる思い切った措置も含め、速やかに検討すること。

(次ページに続く)

(前ページ続き)

### ③新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望書 令和2年4月24日 長野県

- ・ 旅館業法5条の宿泊拒否の制限について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下においては、宿泊施設で弾力的な運用ができるよう、法改正を含め制度の見直しを検討すること。

## II. 「民泊サービス」の制度設計のあり方について（平成28年6月20日「民泊サービス」のあり方に関する検討会最終報告書）

- 宿泊拒否の制限規定については、既存のホテル・旅館について今日的意義が薄れているのではないかとの指摘があることにかんがみ、不当な差別的取扱いがなされないことに留意しつつ、合理的なものとなるよう見直す方向で検討すべきである。

(参考) 「旅館業における衛生等管理要領」 (平成12年12月15日厚生省生活衛生局長通知) 〈抜粋〉

## IV 宿泊拒否の制限

1 営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- (1) 宿泊しようとする者が宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症にかかっていると明らかに認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。具体的には、例えば、宿泊しようとする者が次に掲げる場合には該当しうるものと解釈される。
  - 1) 暴力団員等であるとき。
  - 2) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - 3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(3) 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

2 多様な消費者ニーズに応えられるよう、合理性が認められる範囲内において、例えば、大人向け等営業上の工夫として利用者の良識と任意の協力の下において実施される場合、宿泊拒否には当たらない。

3 宿泊者の性的指向、性自認等を理由に宿泊を拒否（宿泊施設におけるダブルベッドの予約制限を含む。）することなく、適切に配慮すること。

# 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた検討課題（第6条）

## 現行規定

### ○旅館業法

第六条 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

（注）本条に違反した場合には、罰則の対象となる（第1項違反：50万円以下の罰金、第2項に違反して第1項の事実を偽って告げた者：拘留又は科料）。

### ○旅館業法施行規則

第四条の二 法第六条第一項の宿泊者名簿（以下「宿泊者名簿」という。）は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

2 法第六条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 旅館業の施設
- 二 営業者の事務所

3 法第六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び職業のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号
- 二 その他都道府県知事が必要と認める事項



○ 旅館業法第6条については、これまで地方自治体等から以下のような意見をいただいております、具体的に見直しの検討を進めるべきではないか。

- ・ 「職業」の記載義務は、実質的な意味がなく、現在の制度として適当ではないのではないか。
- ・ 旅館業法第6条第1項において、宿泊者名簿に職業を記載するよう定められているが、自治体における監視時に宿泊者名簿を確認しても、記載していない施設がほとんどである。感染症の拡大予防の面から考えても、職業を削除しても差し支えないのではないか。
- ・ 宿泊施設における安全確保と経済的損失を抑えるため、宿泊者に身分証を提示させ本人確認の徹底を図るべき。

## V 宿泊者名簿

宿泊者名簿は、次に掲げるところより措置すること。

- 1 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項の記載を行うこと。ただし、団体で宿泊するとき、代表者又は引率責任者において、当該団体の構成員の氏名、住所、職業等が確実に把握されている場合においては、当該代表者等に係る必要事項のほか、当該団体の名称、宿泊者の男女別人数等その構成を明らかにするための必要な事項が記載されれば、この限りでないこと。
- 2 宿泊者名簿を作成し、これを3年保存すること。
- 3 宿泊者名簿は、以下のいずれかの場所に備えることとする。こと。
  - 1) 営業を行う施設
  - 2) 営業者の事務所
- 4 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当するICTを活用した方法等により行うこと。
  - 1) 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。
  - 2) 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。当該方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。
- 5 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に対する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えないこと。
- 6 営業者の求めにもかかわらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、更に拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。
- 7 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること。なお、この場合には、捜査関係事項照会書の交付がないときであっても、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項第4号の場合に該当し、本人の同意を得る必要はない。